

1-1 重要水防箇所

町内の重要水防箇所は次のとおりである。

重要水防箇所（重点区間）＜堤防＞							令和2年4月現在
河川名	地先名	左右岸の 区別	位 置	延 長	備 考	水防工法	
西 川	浜口地先	左	0/900～ 1/100	200m	越水A	積み土俵	
	浜口地先	左	1/300～ 1/800	500m	越水A	積み土俵	

(福岡県地域防災計画資料編)

重要水防区域（A）＜堤防＞							令和2年4月現在
河川名	地先名	左右岸の 区別	位 置	延 長	備 考	水防工法	
遠賀川	山鹿地先	右	1/300～ 1/500	200m	越水A	積み土俵	
西 川	浜口町地先	左	0/900～ 1/100	200m	越水A	積み土俵	
	浜口町地先	左	1/300～ 1/500	200m	越水A	積み土俵	
	浜口地先	左	1/500～ 1/800	300m	越水A	積み土俵	

(福岡県地域防災計画資料編)

重要水防区域（B）＜堤防＞							令和2年4月現在
河川名	地先名	左右岸の 区別	位 置	延 長	備 考	水防工法	
遠賀川	中ノ浜地先	左	0/900～ 1/100	200m	越水B	積み土俵	
	船頭町地先	左	1/300～ 1/500	200m	越水B	積み土俵	
	船頭町地先 祇園地先	左	1/500～ 1/900	400m	越水B	積み土俵	

重要水防区域（B）＜堤 防＞						令和2年4月現在
河川名	地先名	左右岸の区別	位 置	延 長	備 考	水防工法
	祇園地先	左	1/900～ 2/100	200m	越水B	積み土俵
	山鹿地先	右	0/700～ 1/100	400m	越水B	積み土俵
	山鹿地先	右	1/100～ 1/300	200m	越水B	積み土俵
遠賀川	山鹿地先 江川台地先	右	1/500～ 1/900	400m	越水B	積み土俵
西 川	高浜地先	左	0/100～ 0/500	400m	越水B	積み土俵
	高浜地先 浜口地先	左	0/500～ 0/900	400m	越水B	積み土俵
	祇園町地先	右	0/100～ 0/760	660m	越水B	積み土俵

(福岡県地域防災計画資料編)

(構造物)

重要水防区域（A）					令和2年4月現在
河川名	名 称	地先名	左右岸の区別	位 置	備 考
西 川	西祇園橋	芦屋町	—	0/100	許可工作物

(福岡県地域防災計画資料編)

重要水防区域（B）					令和2年4月現在
河川名	名 称	地先名	左右岸の区別	位 置	備 考
遠賀川	芦屋橋	芦屋町	—	0/650	許可工作物

(福岡県地域防災計画資料編)

重要水防区域（要注意）＜構造物＞					令和2年4月現在
河川名	名称	地先名	左右岸の区別	位置	備考
遠賀川	芦屋第2陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/739	
	芦屋第3陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/760	
	芦屋第4陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/784	
	芦屋第5陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/814	
	芦屋第6陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/858	
	芦屋第7陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/891	
	芦屋第8陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/931	
	芦屋第9陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/966	
	芦屋第10陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/982	
	芦屋第11陸閘	芦屋町船頭町	左	1/019	
	芦屋第12陸閘	芦屋町船頭町	左	1/121	
	芦屋第13陸閘	芦屋町船頭町	左	1/185	
	芦屋第14陸閘	芦屋町船頭町	左	1/208	
	芦屋第15陸閘	芦屋町船頭町	左	1/232	
	芦屋第16陸閘	芦屋町船頭町	左	1/247	
	芦屋第17陸閘	芦屋町船頭町	左	1/281	
	芦屋第18陸閘	芦屋町船頭町	左	1/335	
	西川	芦屋第19陸閘	芦屋町祇園町	右	0/176
芦屋第20陸閘		芦屋町祇園町	右	0/218	
芦屋第21陸閘		芦屋町祇園町	右	0/324	
芦屋第22陸閘		芦屋町祇園町	右	0/445	
芦屋第23陸閘		芦屋町祇園町	右	0/445	
芦屋第24陸閘		芦屋町祇園町	右	0/445	

(福岡県地域防災計画資料編)

(海岸)

令和2年4月現在

沿岸名	海岸名	延長	地先名	重要度	予想される事態
玄海灘	浜崎海岸	1,805m	芦屋町浜崎	B	侵食

(福岡県地域防災計画資料編)

1-2 土砂災害危険箇所

土石流危険溪流							令和2年4月現在	
水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	流域概要			保全対象	
			字	溪流長	流域面積	平均河床勾配度	保対象戸数	公共施設等
遠賀川	江川	山鹿谷川1	山鹿	0.08km	0.01km ²	16	36	
		山鹿谷川2	山鹿	0.10km	0.01km ²	23	26	

(福岡県地域防災計画資料編)

急傾斜地崩壊危険区域				令和2年4月現在
指定区域名	所在地	指定年月日	告示番号	指定面積
西浜町	芦屋町大字西浜町	H13.2.2	185	0.0562ha

(福岡県地域防災計画資料編)

芦屋町独自指定急傾斜地危険区域			令和2年4月現在
指定区域名	場所	指定年月日	危険状態
芦屋町山鹿	城山(唐戸側)	H17.4.1	震災および集中豪雨等により土砂災害および崩落の危険あり
芦屋町山鹿	城山(雁木側)	H17.4.1	震災および集中豪雨等により崩落の危険あり
芦屋町大字山鹿	魚見公園(芦屋釜の里付近)	H17.4.1	震災および集中豪雨等により地すべりの危険あり
芦屋町大字山鹿	洞山一帯	H17.4.1	震災および集中豪雨等により崖地崩壊の危険あり
芦屋町大字山鹿	夏井ヶ浜付近	H17.4.1	震災および集中豪雨等により崖地崩壊の危険あり
芦屋町江川台	江川台団地大君側入口付近	H23.10.1	震災および集中豪雨等により土砂災害および崩落の危険あり
芦屋町大字山鹿	魚見公園(浪懸大橋、サイクリングロード付近)	H20.4.1	震災および集中豪雨等により土砂災害および崩落の危険あり

急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅰ）										令和2年4月現在	
箇所名	位置		地形			人家戸数	公共建築物		公共施設		
	大字	番地等	長さ	傾斜度	斜面高さ		種類	数	種類	数	
七田	山鹿	七田	75m	45	30m		宿泊所	1	町道	150	
田屋	山鹿	田屋	116m	60	15m	7			町道	20	
平石	山鹿	平石	274m	40	15m	6			町道 河川	130 88	
山ノ内(a)	山鹿	山ノ内	190m	60	15m		宿泊所	1			
山ノ内(b)	山鹿	山ノ内	160m	70	26m	13	宿泊所	2	町道	35	
岩ノ元(b)	山鹿	岩ノ元	260m	60	32m	22			県道 町道	45 235	
岩ノ元(a)	山鹿	岩ノ元	280m	35	38m	17			県道 町道	40 280	
後水(a)	山鹿	後水	290m	50	12m	33			町道	295	
大君(a)	山鹿	大君	230m	40	15m	18			町道	205	
大君(b)	山鹿	大君	65m	70	10m	10			町道	365	

(福岡県地域防災計画資料編)

急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅱ）										令和2年4月現在	
箇所名	位置		地形			人家戸数	公共建築物		公共施設		
	大字	番地等	長さ	傾斜面	高さ		種類	数	種類	数	
中山口(a)	山鹿	中山口	220m	40	15m	1					

(福岡県地域防災計画資料編)

急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅰ）										令和2年4月現在	
箇所名	位置		地形			人家戸数	公共建築物		公共施設		
	大字	番地等	長さ	傾斜度	斜面高さ		種類	数	種類	数	
江川台(a)	山鹿	江川台	180m	50	40m	14	公民館	1	町道	425	
江川台(b)	山鹿	江川台	220m	50	36m	26					

(福岡県地域防災計画資料編)

土砂災害（特別）警戒区域<土石流>								令和2年4月現在	
自然現象の種類	区域の名称	所在地	特別警戒区域	警戒区域面積(m ²)	特別警戒区域面積(m ²)	告示年月日	告示番号		
土石流	山鹿谷川1	大字山鹿	○	6,290	124	H26.2.4	65		
	山鹿谷川3	江川台及び 大字山鹿	○	5,965	51				
	山鹿谷川2	山鹿及び 大字山鹿	○	8,757	66				

(福岡県地域防災計画資料編)

土砂災害（特別）警戒区域＜急傾斜地の崩壊＞										令和8年3月
自然現象の種類	区域の名称	所在地	特別警戒区域	特別警戒区域人家	最大高さ(m)	最大勾配	警戒区域面積(m ²)	特別警戒区域面積(m ²)	告示年月日	告示番号
急傾斜地の崩壊	はまゆう-1	大字山鹿	○		8	64	1,749	292	R7.12.26	710、711
	平石-1-1	大字山鹿	○		17	52	14,766	5,023		710、711
	平石-1-2	大字山鹿	○		15	35	1,769	642		710、711
	田屋-1	大字山鹿	○		11	52	5,940	1,274		710、711
	柏原-1	大字山鹿	○	○	9	60	1,759	423		710、711
	柏原-2	大字山鹿	○		11	44	2,113	635		710、711
	柏原-3	大字山鹿	○	○	15	46	7,092	2,090		710、711
	正津ヶ浜-1	大字山鹿	○		10	47	1,483	252		710、711
	山鹿小西-1-1	大字山鹿	○		10	56	4,938	1,398		710、711
	山鹿小西-1-2	大字山鹿	○		7	62	836	49		710、711
	山鹿-1	山鹿及び 大字山鹿	○		20	54	7,671	1,734		710、711
	山鹿-2	山鹿	○	○	10	50	3,647	1,285		710、711
	岩ノ元-1	山鹿	○	○	32	52	11,161	5,463		710、711
	花美坂-1	花美坂	○		13	46	1,033	486		710、711
	鯨瀬-1	花美坂及 び大字山鹿			10	64	1,897			710
	江川台-1	江川台	○	○	15	51	5,128	1,838		710、711
	西浜町-1	西浜町			8	70	1,719			710
	大城-1	大字芦屋	○	○	14	44	4,472	1,387		710、711
	大城-2	大字芦屋	○	○	20	50	19,531	7,177		710、711
	大城-3	大字芦屋	○		21	41	11,330	4,188		710、711
大城-4	大字芦屋	○	○	17	40	7,499	2,640		710、711	

(福岡県県土整備部砂防課作成資料)

1-3 道路危険箇所

令和2年4月現在

道路種別	路線名	字	施設管理番号	総合評価	危険内容	対策工法
一国	495号	山鹿	I495A010	防災カルテ	落石崩壊	切土
一国	495号	芦屋	I495G010	防災カルテ	擁壁	
一国	495号	芦屋南ヶ浦	I495G020	防災カルテ	擁壁	擁壁工
一県	直方北九州 自転車道線	山鹿	I302A010	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工
一県	水巻芦屋	山鹿	I202A020	防災カルテ	落石崩壊	法覆工、 プレキャスト法枠
一県	水巻芦屋	山鹿	I202A040	防災カルテ	落石崩壊	法覆工、 プレキャスト法枠、 擁壁工（重力式）
一県	水巻芦屋	山鹿	I202A050	防災カルテ	落石崩壊	
一県	水巻芦屋	山鹿	I202A060	防災カルテ	落石崩壊	
一県	水巻芦屋	山鹿	I202A090	防災カルテ	落石崩壊	
一県	水巻芦屋	山鹿	I202F010	防災カルテ	盛土	
一県	水巻芦屋	江川台	I202G140	防災カルテ	擁壁	擁壁工、 モルタル吹付
一県	水巻芦屋	山鹿	I202G150	防災カルテ	擁壁	擁壁工、 ブロック積み

(福岡県地域防災計画資料編)

1-4 山地災害危険箇所

山腹崩壊危険地区（民有林）							令和2年4月現在	
番号	位置			人家数	保全対象		道路の種類	摘要
	町名	大字	字		公共施設			
					種類	数量		
1	芦屋	山鹿	道明	22	—	—	他	—

(福岡県地域防災計画資料編)

1-5 防災上重要な農業水利施設

(1) 防災重点ため池（令和2年4月1日現在）

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

(ア) ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの。

(イ) ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000 m³以上のもの。

(ウ) ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000 m³以上のもの。

(エ) 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

名称	所在
七田池	遠賀郡芦屋町

(福岡県地域防災計画資料編)

2-1 臨時ヘリポート

令和2年4月現在

名称	所在地	管理者等	面積 (㎡)	形状 (m)
芦屋競艇場	大城	芦屋競艇場	20,000	200×100
芦屋小学校グラウンド	白浜町 3786	教育委員会	7,000	70×100
芦屋東小学校グラウンド	浜口町 5-55	教育委員会	8,000	80×100
山鹿小学校グラウンド	大字山鹿 2853	教育委員会	6,000	60×100
芦屋中学校グラウンド	中ノ浜 10-74	教育委員会	9,000	90×100
町総合体育グラウンド	大字山鹿道明ヶ浦 239	教育委員会	9,600	80×120
祇園町遠賀川緑地	遠賀川河川敷	遠賀川河川事務所	3,277	29×113

(福岡県地域防災計画資料編)

2-2 指定避難所

■指定避難所

令和8年3月現在

施設区分	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	適正収容面積 (㎡)	最大収容人員 (人)	電話番号
その他施設	総合体育館	山鹿 228-1	3,433	1,916	547	222-0181
その他施設	芦屋町中央公民館	中ノ浜 4-4	4,097	760	217	222-1681
中学校	町立芦屋中学校	中ノ浜 10-74	7,139	1,064	304	223-0058
小学校	町立芦屋小学校	白浜町 3786	6,318	1,182	337	223-0059
小学校	町立芦屋東小学校	浜口町 5-55	5,215	1,071	306	223-3381
小学校	町立山鹿小学校	大字山鹿 2853	3,624	935	267	223-0007

※小中学校は体育館を基本とする。

2-3 指定緊急避難場所

■指定緊急避難場所（公共施設）

令和8年3月現在

施設区分	施設名	所在地	災害種別ごと適否				
			土砂災害	洪水	地震	津波	内水氾濫
公民館	山鹿公民館	大字山鹿 2862	○	×	×	○	○
公民館	芦屋東公民館	緑ヶ丘 4-22	○	×	○	○	×
その他施設	芦屋町民会館	中ノ浜 11-6	○	○	○	○	○
その他施設	芦屋町小体育館	中ノ浜 12-23	○	○	○	○	○
その他施設	芦屋町武道館	中ノ浜 10-13	○	○	○	○	○
公園	芦屋中央公園	船頭町 8-54	○	○	○	○	○

■指定緊急避難場所（地区避難所）

令和元年 11 月現在

施設区分	施設名	所在地	災害種別ごと適否				
			土砂災害	洪水	地震	津波	内水氾濫
公民館	粟屋区公民館	大字芦屋 1155-1	○	○	○	○	○
公民館	大城区公民館	大字芦屋 881	○	○	×	○	○
公民館	浜口町区公民館	浜口町 3891	○	×	×	○	×
公民館	東町区公民館	祇園町 1569-65	○	×	×	○	×
公民館	高浜町区公民館	高浜町 3043-7	○	×	○	○	×
公民館	正門町区公民館	正門町 2868-4	○	×	○	○	×
公民館	中ノ浜区公民館	中ノ浜 3790	○	○	×	○	○
公民館	船頭町区公民館	船頭町 1832	○	×	○	×	×
公民館	金屋区公民館	中ノ浜 2006-1	○	○	×	○	○
公民館	市場区公民館	西浜町 2170-1	○	○	○	○	○
公民館	浜崎区公民館	西浜町 2354-57	○	○	○	○	○
公民館	幸町区公民館	幸町 2464-2	○	○	○	○	○
公民館	白浜町区公民館	白浜町 2745-10	○	○	×	○	○
公民館	雁木区公民館	山鹿 2107	×	×	○	×	○
公民館	三軒屋区公民館	山鹿 93-2	○	×	○	×	×
公民館	万町区公民館	山鹿 1874	○	○	×	○	○
公民館	浦区公民館	山鹿 2257-1	○	×	×	×	○
公民館	元町区公民館	山鹿 1753-1	○	○	○	○	○
公民館	柏原区公民館	大字山鹿 1119-2	○	○	○	○	○
公民館	正津ヶ浜区公民館	大字山鹿 1415-2	○	×	×	○	×
公民館	田屋区公民館	大字山鹿 965-3	○	○	○	○	○
公民館	大君区公民館	大字山鹿 129-1	○	×	○	○	○
公民館	江川台区公民館	江川台 12-338	×	○	○	○	○
公民館	はまゆう区公民館	大字山鹿 535-22	○	○	○	○	○
公民館	花美坂区公民館	花美坂 35-4	○	○	○	○	○

2-4 福祉施設

令和4年3月

施設名	所在地	電話番号	備考
特別養護老人ホームまつかぜ荘	緑ヶ丘 2-2	222-0765	
特別養護老人ホームソレイユ芦屋	大字山鹿 122-1	221-1500	
みどり園	緑ヶ丘 4-42	223-3311	
老人憩いの家山鹿荘	山鹿 17-16	223-2561	
老人憩いの家寿楽会館	西浜町 7-13	223-1343	
老人憩いの家鶴松荘	高浜町 23-31	223-3379	
リカバリーセンターひびき	大字芦屋 1145-3	222-1717	
グループホーム芦屋はまゆう	大字山鹿 1060	221-2777	
グループホームオアシス	大字芦屋 1233-3	222-1117	
グループホームくもじ	西浜町 5-26	221-2121	
住宅型有料老人ホームあおばの郷	船頭町 8-55	701-7212	
住宅型有料老人ホームこの葉	山鹿 87-11	221-5757	
住宅型有料老人ホームサンフラワー	中ノ浜 8-16	221-3120	
住宅型有料老人ホーム月のうさぎ	幸町 8-24	221-4800	
住宅型有料老人ホームなばなの杜	大字山鹿 508-5	223-5701	
住宅型有料老人ホームみらい	大字山鹿 109-2	701-8030	
サービス付高齢者向け住宅芦屋はまゆう	大字山鹿 1053-1	221-2888	

2-5 医療機関

令和4年3月

施設名	所在地	電話番号
須子医院	山鹿 10-24	093-223-0126
聖和会クリニック	高浜町 18-40	093-223-1112
高島歯科医院	高浜町 9-5	093-223-1515
花美坂歯科医院	花美坂 36-1	093-223-4181
若松歯科医院	中ノ浜 12-22	093-222-3333
花美坂クリニック	花美坂 36-5	093-223-2500
芦屋中央病院	大字山鹿 283 番地 7	093-222-2931
一般社団法人バースセンター協会九州バースセンター	大字山鹿 852-77	093-701-8103
せんだう町歯科	船頭町 7-9	093-482-8058
柿木医院	中ノ浜 9-42	093-223-0027
おのむら医院	白浜町 2-10	093-222-1234
齋藤シーサイド・レディースクリニック	大字山鹿 852-57	093-701-8880

2-6 雨量計

防衛省関係

令和2年3月現在

区分	住所	電話番号
航空自衛隊芦屋気象隊	芦屋町大字芦屋 1445-1	—

(福岡県地域防災計画資料編)

2-7 水防倉庫

令和4年3月

(1) 設置場所

河川名	所在地
遠賀川	各消防団（水防倉庫（コンテナ）設置による仮置き）

(2) 備蓄状況（基準）

資材
無線機（消防用無線、基地局含む）
カケヤ
スコップ
ツルハシ
カマ
ノコギリ
ペンチ
照明器具（投光機）
土のう袋
丸太
木杭
ビニールシート
縄
ゴムボート

2-8 ゴミ焼却施設

令和4年3月

設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	能力(t/日)
遠賀中間地域広域行政事務組合	中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町	遠賀・中間リレーセンター	H19.3	可燃 199 不燃、粗大 24

2-9 し尿処理施設

(1) し尿処理施設

令和4年3月

設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力(t/日)
遠賀中間地域広域行政事務組合	中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町	曲水園	H8.3	標脱	220

(2) 下水ポンプ場

令和4年3月

施設名	所在地	備考
中ノ浜ポンプ場	芦屋町中ノ浜3790	
汐入ポンプ場	芦屋町大字山鹿93-2	
月軒ポンプ場	芦屋町大字芦屋242	
下の辻ポンプ場	芦屋町大字芦屋465-2	
西浜ポンプ場	芦屋町西浜町2277-1	
祇園町ポンプ場	芦屋町祇園町1569-66	
栗屋ポンプ場	芦屋町大字芦屋1221-4	

2-10 近隣火葬場所

令和4年3月

名称	所在地	火葬炉数
遠賀・中間地区広域行政事務組合天生園	遠賀郡遠賀町大字上別府字大谷1996	7基

2-11 芦屋町要配慮者施設一覧

令和8年3月

		名称	通所、 入所等	所在地 電話番号	河岸 浸食	洪水	高潮	土砂 災害	津波
					3	15	29	1	8
1	社会福祉施設 (通所リハビリテーション)	芦屋中央病院通所リハ ビリテーション	通所	大字山鹿 283-7 093-222-2931	0	0	0	0	0
2	社会福祉施設 (通所リハビリテーション)	リカバリーセンターひび き	通所	大字芦屋 1145-3 093-222-1717	0	0	0	0	0
3	社会福祉施設 (通所介護)	通所介護花美・菜の花	通所	大字山鹿 380-2 093-221-1641	0	1	1	0	0
4	社会福祉施設 (通所介護)	まつかぜ荘デイサービ スセンター	通所	緑ヶ丘 2-2 093-222-0765	0	0	1	0	0
5	社会福祉施設 (通所介護)	デイサービスこころの里	通所	山鹿 11-1 093-482-9229	0	0	1	0	0
6	社会福祉施設 (通所介護)	デイサービスこの葉	通所	大字山鹿 87-11 093-221-5757	0	1	1	0	1
7	社会福祉施設 (通所介護)	デイサービス月のうさぎ	通所	幸町 8-24 093-221-4800	0	0	0	0	0
8	社会福祉施設 (通所介護)	デイサービスこころ ひ まわり	通所	中ノ浜 8-18 093-223-1393	1	0	1	0	1
9	社会福祉施設 (通所介護)	デイサービスみらい	通所	大字山鹿 109-2 093-701-8028	0	1	1	0	0
10	社会福祉施設 (通所介護)	デイサービスゆうわ	通所	大字山鹿 32-59 093-221-3696	0	1	1	0	1
11	社会福祉施設 (通所介護)	おいでよあしや	通所	山鹿 1027-7 093-221-1007	0	0	0	0	0
12	社会福祉施設 (短期入所)	まつかぜ荘	入所	緑ヶ丘 2-2 093-222-0765	0	0	1	0	0
13	社会福祉施設 (短期入所)	リカバリーセンターひび き	入所	大字芦屋 1145-3 093-222-1717	0	0	0	0	0
14	社会福祉施設 (小規模多機能型居宅介護)	小規模多機能ホーム芦 屋はまゆう	入所	山鹿 1053-1 093-221-2888	0	0	0	0	0
15	社会福祉施設 (介護老人福祉施設)	ソレイユ芦屋	入所	大字山鹿 122-1 093-221-1500	0	1	1	0	1
16	社会福祉施設 (介護老人福祉施設)	まつかぜ荘	入所	緑ヶ丘 2-2 093-222-0765	0	0	1	0	0
17	社会福祉施設 (介護老人保健施設)	リカバリーセンターひび き	入所	大字芦屋 1145-3 093-222-1717	0	0	0	0	0
18	社会福祉施設 (認知症対応型共同生活介護)	グループホーム芦屋は まゆう	入所	大字山鹿 1060 093-221-2777	0	0	0	0	0
19	社会福祉施設 (認知症対応型共同生活介護)	グループホームオアシ ス	入所	大字芦屋 1233-3 093-222-1117	0	0	0	0	0
20	社会福祉施設 (認知症対応型共同生活介護)	グループホームくもじ	入所	西浜町 5-26 093-221-2121	0	0	0	0	0
21	社会福祉施設 (住宅型有料老人ホーム)	あおばの郷	入所	船頭町 8-55 093-701-7212	0	0	1	0	0
22	社会福祉施設 (住宅型有料老人ホーム)	この葉	入所	大字山鹿 87-11 093-221-5757	0	1	1	0	1
23	社会福祉施設 (住宅型有料老人ホーム)	彩月芦屋	入所	中ノ浜 8-16 093-221-3120	1	0	1	0	1
24	社会福祉施設 (住宅型有料老人ホーム)	月のうさぎ	入所	幸町 8-24 093-221-4800	0	0	0	0	0
25	社会福祉施設 (住宅型有料老人ホーム)	なばなの杜	入所	大字山鹿 508-5 093-223-5701	0	1	1	0	0

		名称	通所、 入所等	所在地 電話番号	河 岸 浸 食	洪 水	高 潮	土 砂 災 害	津 波
26	社会福祉施設 (住宅型有料老人ホーム)	みらい	入所	山鹿 109-2 093-701-8030	0	1	1	0	0
27	社会福祉施設 (住宅型有料老人ホーム)	暖家。芦屋	入所	大字山鹿 1224-2 093-980-7683	0	0	0	0	0
28	社会福祉施設 (住宅型有料老人ホーム)	芦屋はまゆう	入所	山鹿 1053-1 093-221-2888	0	0	0	0	0
29	社会福祉施設 (日中活動系サービス)	障がい福祉サービス事 業所 みどり園	通所	緑ヶ丘 4-42 093-223-3311	0	0	1	0	0
30	社会福祉施設 (日中活動系サービス)	まつかぜ荘	通所	緑ヶ丘 2-2 093-222-0765	0	0	1	0	0
31	社会福祉施設 (居住系サービス)	まつかぜ荘	入所	緑ヶ丘 2-2 093-222-0765	0	0	1	0	0
32	社会福祉施設 (居住系サービス)	まつかぜ苑	入所	緑ヶ丘 3-8 093-221-4200	0	0	0	0	0
33	社会福祉施設 (障害児通所支援事業所)	芦屋すてっぷくらぶ	通所	白浜町 3786 080-8389-6257	0	0	0	0	0
34	社会福祉施設 (障害児通所支援事業所)	すりーびーす	通所	山鹿 308-1 093-701-7360	0	1	1	0	1
35	社会福祉施設 (障害児通所支援事業所)	子ども支援の家いっぼ	通所	大字芦屋 3153-5 093-293-8566	0	0	0	0	0
36	社会福祉施設 (地域活動支援センター)	NPO 法人 障がい者 YYくらぶ	通所	祇園町 2 番 12 号 090-7473-4961	0	0	0	0	0
37	社会福祉施設 (保育所)	芦屋保育園	通所	幸町 2-6 093-223-0343	0	0	0	0	0
38	社会福祉施設 (保育所)	緑ヶ丘保育園	通所	緑ヶ丘 3-41 093-223-1746	0	0	1	0	0
39	社会福祉施設 (保育所)	山鹿保育所	通所	山鹿 32-43	0	1	1	0	1
40	社会福祉施設 (保育所)	若葉保育所	通所	西浜町 11-4	0	0	0	0	0
41	社会福祉施設 (学童クラブ)	芦屋小学校学童クラブ (芦屋小学校内)	通所	白浜町 3786 093-223-4636	0	0	0	0	0
42	社会福祉施設 (学童クラブ)	芦屋東小学校学童クラブ (子育て支援センターたん ぼぼ内)	通所	緑ヶ丘 3 番 23 号 093-223-5750	0	0	0	0	0
43	社会福祉施設 (学童クラブ)	山鹿小学校学童クラブ (山鹿公民館敷地内)	通所	山鹿 2862 番 093-222-1030	0	1	1	0	0
社会福祉施設 合計					2	11	22	0	8
1	病院、診療所等	芦屋中央病院	通院、入 院	大字山鹿 283 番地 7 093-222-2931	0	0	0	0	0
2	病院、診療所等	おのむら医院	通院	白浜町 2-10 093-222-1234:	0	0	1	0	0
3	病院、診療所等	柿木医院	通院	中ノ浜 9-42 093-223-0027	0	0	0	0	0
4	病院、診療所等	須子医院	通院	山鹿 10-24 093-223-0126	1	0	1	0	0
5	病院、診療所等	聖和会クリニック	通院	高浜町 18-40 093-223-1112	0	1	1	0	0
6	病院、診療所等	花美坂クリニック	通院	花美坂 36-5 093-223-2500	0	0	0	0	0
7	病院、診療所等	齋藤シーサイド・レディ ースクリニック	通所、入 院	大字山鹿 852-57 093-701-8880	0	0	0	0	0
8	病院、診療所等	九州バースセンター姥 が懐	入院	大字山鹿 852-77 093-701-8103	0	0	0	0	0

		名称	通所、 入所等	所在地 電話番号	河 岸 浸 食	洪 水	高 潮	土 砂 災 害	津 波
9	病院、診療所等	せんだう町歯科	通院	船頭町 7-9 093-482-8058	0	0	1	0	0
10	病院、診療所等	花美坂歯科医院	通院	花美坂 36-1 093-223-4181	0	0	0	0	0
11	病院、診療所等	若松歯科医院	通院	中ノ浜 12-22 093-222-3333	0	0	0	0	0
12	病院、診療所等	あしや浦野眼科	通院	山鹿 283-8 093-863-7200	0	0	0	0	0
病院、診療所等 合計					1	1	4	0	0
1	学校施設	芦屋小学校	通学	白浜町 3786 093-223-0059	0	0	0	0	0
2	学校施設	芦屋東小学校	通学	浜口町 5-55 093-223-3381	0	1	1	0	0
3	学校施設	山鹿小学校	通学	大字山鹿 2853 093-223-1671	0	1	1	1	0
4	学校施設	芦屋中学校	通学	中ノ浜 10-74 093-223-0058	0	0	0	0	0
5	学校施設	芦屋中央幼稚園	通園	高浜町 1-7 093-222-0327	0	1	1	0	0
6	学校施設	愛生幼稚園	通園	西浜町 4-19 093-223-0358	0	0	0	0	0
学校施設 合計					0	3	3	1	0

3-1 災害時の連絡先

令和4年3月

名 称	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線
【芦屋町】			
芦屋町役場	223-0881	223-3927	78-381-70 (総務課)
ボートレース事業局	223-0581	222-0663	
町民会館	223-0731	221-1012	
中央公民館	222-1681	223-5688	
山鹿公民館	223-1892	223-1892	
芦屋東公民館	222-1981	223-1981	
芦屋町総合体育館・コミュニティーセンター	222-0181	222-0190	
給食センター	223-1748	223-1818	
【公共的団体・防災上重要な施設管理者】			
遠賀郡消防本部（署）	293-1231	293-7140	78-657-70 (指令室)
遠賀郡消防署芦屋分署	223-3160	223-3166	
一般社団法人遠賀中間医師会	201-3461	—	
一般社団法人遠賀中間歯科医師会	202-1460	093-201-6859	
一般社団法人遠賀・中間薬剤師会	281-2221	093-281-2220	
北九州農業協同組合芦屋支店	223-0181	093-222-1007	
芦屋町商工会	222-2111	—	
福岡県防犯協会折尾防犯協会連合会	692-6020	—	
福岡県広域森林組合岡垣支所	701-4100	—	
遠賀漁業協同組合芦屋支所	223-0078	—	
【広域連合・一部事務組合】			
遠賀・中間地域広域行政事務組合	293-3581	293-2162	
【小・中学校】			
芦屋小学校	223-0059	223-0547	
芦屋東小学校	223-3381	223-3391	
山鹿小学校	223-0007	223-1671	
芦屋中学校	223-0058	223-0511	
【福祉施設等】			
芦屋町社会福祉協議会	222-2866	222-3713	
障がい福祉サービス事業所みどり園	223-3311	223-3306	
介護老人保健施設リカバリーセンターひびき	222-1717	222-1723	
特定養護老人ホームソレイユ芦屋	221-1500	221-1501	
特別養護老人ホームまつかぜ荘	222-0765	222-3344	

名 称	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線
【近隣市町村】			
北九州市（消防局危機管理課）	582-2110	582-2112	78-100-70
水巻町（総務課）	201-4321	201-4423	78-382-70
遠賀町（総務課）	293-1234	293-0806	78-384-70
岡垣町（地域づくり課）	282-1211	282-1310	78-383-70
【福岡県】			
防災危機管理局 防災企画課	092-643-3112	092-643-3117	78-700-7021 (防災企画係)
防災危機管理局 消防防災指導課	092-643-3111	092-643-3117	78-700-7025 (消防係)
八幡農林事務所	601-8851	601-8863	78-702-701 (総務課)
宗像・遠賀保健福祉環境事務所（総務企画課）	0940-36-2045	0940-36-2592	78-901-70 (総務企画室)
北九州市土整備事務所	691-2761	692-9479	78-702-711 (総務企画課)
【福岡県警察本部】			
折尾警察署	691-0110	691-0110	
【自衛隊】			
陸上自衛隊第四師団司令部 （第三部防衛班）	092-591-1020	—	78-983-70
海上自衛隊佐世保地方総監部 （オペレーション）	0956-23-7111	—	78-3223
航空自衛隊西部航空方面隊 （防衛部運用課）	092-581-4031	—	78-984-71
航空自衛隊芦屋基地	223-0981	093-223-0455	
【指定地方行政機関】			
九州管区警察局広域調整第2課	092-622-5000	092-622-1343	
福岡財務支局（総務課）	092-411-7604	—	
九州厚生局（総務課）	092-707-1115	092-707-1116	
九州農政局	096-211-9111	092-211-8707	
九州農政局福岡県拠点	092-281-8261	092-281-3202	
九州森林管理局（福岡森林管理署）	096-328-3521	096-355-3891	
九州経済産業局（総務課）	092-482-5405 ～7	092-482-5960	
九州産業保安監督部（管理課）	092-482-5923 ～7	—	
九州運輸局福岡運輸支局（総務企画部門）	093-673-1190	092-681-8090	
九州運輸局福岡運輸支局（輸送部門）	093-673-1191	092-673-1197	
大阪航空局福岡空港事務所	092-621-2221 (2111)	092-621-3063	

名 称	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線
大阪航空局北九州空港事務所	093-474-0204	093-473-4335	
第七管区海上保安本部	321-2931	321-6038	78-985-70
福岡管区气象台（予報課）	092-725-3604	—	78-981-70
九州総合通信局（総合通信相談所）	096-326-7819	096-356-3523	
福岡労働局（総務課）	092-411-4861	092-473-0736	
九州地方整備局（企画部防災課）	092-471-6331 092-414-7301 （災害時）	—	
遠賀川河川事務所	0949-22-1830	—	
【指定公共機関・指定地方公共機関】			
九州旅客鉄道株式会社（福岡本社広報室）	092-474-2541	—	
西日本旅客鉄道株式会社（福岡支社）	092-412-8624	—	
西日本電信電話株式会社九州支店	092-434-0636	092-412-1913	
NTTコミュニケーションズ株式会社 （ネットワーク事業部災害対策室）	03-5202-9909	—	
株式会社NTTドコモ（九州支社）	092-717-5511	—	
KDDI株式会社（福岡支店）	03-3347-0077	—	
ソフトバンク株式会社 （ソフトバンクリバーウォーク北九州）	093-581-6900	—	
日本銀行福岡支店（文書課）	092-725-5511	—	
日本銀行北九州支店（文書課）	093-541-9111	—	
日本赤十字社福岡県支部	092-523-1171	092-521-2552	
日本放送協会福岡放送局	092-724-2800	—	
西日本高速道路株式会社九州支社	092-260-6111	—	
日本郵便株式会社（九州支社）	096-233-5101	—	
日本郵便株式会社福岡中央郵便局	092-713-2411	—	
芦屋郵便局	223-0042	—	
芦屋山鹿郵便局	223-2771	—	
日本通運株式会社福岡支店	092-291-7126	—	
福山通運株式会社	092-411-3232	—	
佐川急便株式会社	092-631-5300	—	
ヤマト運輸株式会社福岡サービスセンター	092-303-2222	—	
九州西濃運輸株式会社福岡支店	092-591-1671	092-574-2221	
九州電力株式会社福岡支店（総務グループ）	092-291-7111 761-6381	—	
西日本鉄道株式会社（庶務課）	092-734-1552	—	
筑豊電気鉄道株式会社（総務広報部総務課）	243-5525	243-5526	
大阪航空局福岡空港事務所	092-621-2221	092-621-3063	
大阪航空局北九州空港事務所	093-474-0204	093-473-4335	
西部ガス株式会社北九州支社供給管理センター	093-591-6611		
大牟田ガス株式会社	0944-53-1021	—	

名 称	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線
西日本ガス株式会社	0944-74-1414	0944-72-4190	
福岡県水難救済会	092-631-1416	092-402-9955	
株式会社西日本新聞社	092-711-5555	—	
株式会社朝日新聞西部本社	093-563-1131	—	
株式会社毎日新聞西部本社	093-541-3131	—	
株式会社読売新聞西部本社	092-715-4311	—	
株式会社時事通信社福岡支社	092-741-2536	—	
株式会社共同通信社福岡支社	092-781-4241	—	
株式会社熊本日日新聞社福岡支社	092-402-0159	—	
株式会社日刊工業新聞社西部支社	092-271-5711	—	
戸畑共同火力株式会社	093-871-6931	—	
RKB 毎日放送株式会社	092-852-6666	—	
株式会社テレビ西日本	092-852-5555	—	
九州朝日放送株式会社	092-721-1234	—	
株式会社福岡放送	092-532-1111	—	
株式会社エフエム福岡	092-791-7290	—	
株式会社 TVQ 九州放送	092-262-0077	—	
株式会社 CROSS FM	093-551-0770	—	
ラプエフエム国際放送株式会社	092-734-5462	092-734-1982	
公益社団法人福岡県医師会	092-431-4564	092-431-6858	
一般社団法人福岡県歯科医師会	092-771-3531	092-771-2988	
公益社団法人福岡県薬剤師会	092-271-3791	092-281-4104	
公益社団法人福岡県看護協会	092-631-1141	092-631-1142	
公益社団法人福岡県獣医師会	092-751-4749	092-751-4751	
公益社団法人福岡県トラック協会（総務）	092-451-7841	—	
一般社団法人福岡県 LP ガス協会	092-476-3838	—	
福岡県社会福祉協議会	092-584-3377	—	

4-1 芦屋町防災会議条例

昭和46年7月13日条例第20号

芦屋町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、芦屋町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 芦屋町地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて芦屋町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を統理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 福岡県の知事の部内の職員
 - (3) 福岡県警察の警察官
 - (4) 町長の部内の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) その他町長において必要と認める者
- 6 前項第1号から第4号まで、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ若干名とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、芦屋町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月22日条例第7号抄）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 21 日条例第 21 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に防災会議の委員である者は、改正後の芦屋町防災会議条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 5 項の規定により委嘱し、又は任命された防災会議の委員とみなす。

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される防災会議の委員の任期は、新条例第 3 条第 7 項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成 27 年 3 月 23 日までとする。

4-2 芦屋町防災会議委員名簿

令和8年3月

防災会議構成員団体等		備考(条例第3条)
会長	芦屋町長	第2項
指定地方行政機関	若松海上保安部	第5項第1号
	国土交通省 遠賀川河川事務所 中間出張所	第5項第1号
福岡県	福岡県北九州県土整備事務所	第5項第2号
	福岡県八幡農林事務所	第5項第2号
	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	第5項第2号
福岡県警察	折尾警察署	第5項第3号
芦屋町	副町長	第5項第4号
	福祉課長	第5項第4号
	都市整備課長	第5項第4号
	学校教育課長	第5項第4号
	生涯学習課長	第5項第4号
教育長	教育長	第5項第5号
消防団長	芦屋町消防団	第5項第6号
指定公共機関 指定地方公共機関	西日本電信電話株式会社北九州支店	第5項第7号
	九州電力株式会社八幡配電事業所	第5項第7号
自主防災組織 学識経験	芦屋町区長会	第5項第8号
	遠賀中間医師会	第5項第8号
町長において 必要と認める者	航空自衛隊芦屋基地 第3術科学校	第5項第9号
	遠賀郡消防本部	第5項第9号
	芦屋町商工会	第5項第9号
	芦屋町女性防火・防災クラブ	第5項第9号
	芦屋町社会福祉協議会	第5項第9号
	芦屋町介護サービス事業者等連絡会	第5項第9号

4-3 芦屋町災害対策本部条例

平成24年9月21日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、芦屋町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4-4 芦屋町災害対策本部規則

平成 26 年 4 月 1 日規則第 10 号

芦屋町災害対策本部規則

芦屋町災害対策本部規則（平成 21 年規則第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、芦屋町災害対策本部条例（平成 24 年条例第 20 号）第 4 条の規定に基づき、芦屋町災害対策本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（組織等）

第 2 条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

- （1） 部及び班
- （2） 現地災害対策本部

2 本部は、芦屋町役場庁舎内に置く。ただし、庁舎が災害等により、本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、町が管理する施設その他使用可能な場所に本部を設置する。

（災害対策副本部長及び災害対策本部員）

第 3 条 条例第 2 条第 2 項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長、教育長及び消防団長をもって充てる。ただし、副町長、教育長及び消防団長に事故があるときは、総務課長をもって充てる。

2 条例第 2 条第 3 項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、総務課長、住民課長、都市整備課長、学校教育課長及び消防副団長をもって充てる。

3 本部長は必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、町の職員のうちから本部員を指名することができる。

（本部会議）

第 4 条 本部会議は、災害応急対策等の基本方針の決定その他必要な事項を協議する。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

（部の設置、分掌事務等）

第 5 条 本部に、次に掲げる部を置く。

- （1） 総務対策部
- （2） 住民生活対策部
- （3） 建設経済対策部
- （4） 教育対策部
- （5） 競艇部
- （6） 消水防対策部

2 各部の分掌事務は、芦屋町地域防災計画に定めるとおりとする。

3 第 1 項各号の部に部長を置く。

4 部長は、別表に掲げる者をもって充てる。

5 部長は、本部長の指揮により部の事務を掌理する。

（班の設置、分掌事務等）

第 6 条 部に別表に掲げる班を置く。

2 各班の分掌事務は、芦屋町地域防災計画に定めるとおりとする。

3 班に班長及び班員を置く。

4 班長は、別表に掲げる者をもって充てる。

- 5 班長は、班の事務を掌理し、所属班員を指揮監督する。
- 6 班員は、別表の構成班員欄に掲げる者をもつて充てる。ただし、部長は、必要に応じ別表の構成班員欄に掲げる者以外の者を班員とすることができる。
- 7 班員は、担当事務に従事する。

(現地災害対策本部)

第7条 本部長は、大規模な災害が発生し、被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を置く。

2 現地災害対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
- (2) 災害応急対策を実施すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他本部長が特に命じること。

3 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の者を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の者のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

4 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(本部の廃止)

第8条 本部長は、災害が発生するおそれがなくなつたと認められるとき、又はおおむね災害応急対策が終了したと認められるときに、本部を廃止する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第11号)

この規則は、地方独立行政法人芦屋中央病院の成立の日から施行する。

附 則 (平成30年2月9日規則第5号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第14号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

部名	部長	班名	班長	構成班員
総務対策部	総務課長	総括班	総務課長	総務課員
		総務班		総務課員
		災害対策等応援班		災害対策等応援班設置要領（平成22年4月1日施行）に定めるとおり
		企画政策班	企画政策課長	企画政策課員
		財政班	財政課長 会計管理者	財政課員 会計係員
		税務班	税務課長	税務課員
		議会班	議会事務局長	議会事務局員
住民生活対策部	住民課長	住民班	住民課長	住民課員
		環境住宅班	環境住宅課長	環境住宅課員
		福祉班	福祉課長	福祉課員
		健康・こども班	健康・こども課長	健康・こども課員
		都市整備班	都市整備課長	都市整備課員
建設経済対策部	都市整備課長	都市整備班	都市整備課長	都市整備課員
		産業観光班	産業観光課長	産業観光課員
教育対策部	学校教育課長	学校教育班	学校教育課長	学校教育課員
		生涯学習班	生涯学習課長 芦屋釜振興課長	生涯学習課員 芦屋釜振興課員
競艇部	ボートレース事業局長	ボートレース事業局班	ボートレース事業局長	ボートレース事業局員
消水防対策部	消防副団長	消防団	消防副団長	消防団員

4-5 芦屋町水防協議会条例

昭和56年3月26日条例第17号

芦屋町水防協議会条例

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第34条の規定に基づき、芦屋町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(会長の職務及びその職務代理者)

第2条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(関係行政機関等の委員の代理)

第3条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(委員の任期)

第4条 関係行政機関の職員たる委員の任期は当該職に在る期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第5条 会長は会議を招集し、その議長となる。

(会議の定足数と表決)

第6条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第7条 協議会に幹事及び書記若干人を置き、会長がこれを命じ又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受けて庶務を整理し、書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(会長の専決)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月22日条例第7号抄)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

令和3年6月8日現在 発表官署：福岡管区气象台
福岡県 北九州地方 北九州・遠賀地区

区分	種類	発表の基準	
注意報	大雨	表面雨量指数基準 12 土壌雨量指数基準 119	
	洪水	流域雨量指数基準 西川流域=14.4 複合基準 ^{※1} 遠賀川流域=(12, 53.1) 指定河川洪水予報による基準 遠賀川下流部[中間]	
	強風	平均風速 陸上 12m/s 響灘 12m/s	
	風雪	平均風速 陸上 12m/s 雪を伴う 響灘 12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ 3cm	
	波浪	有義波高 2.5m	
	高潮	潮位 1.6m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程 陸上 100m 響灘 500m	
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%	
	なだれ	積雪の深さ 100cm以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm以上	
	低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下	
	霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温 3℃以下	
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度 90%以上	
警報	大雨	(浸水害)表面雨量指数基準 30 (土砂災害)土壌雨量指数基準 148	
	洪水	流域雨量指数基準 西川流域=18 複合基準 ^{※1} - 指定河川洪水予報による基準 遠賀川下流部[中間]	
	暴風	平均風速 陸上 20m/s 響灘 20m/s	
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高 6.0m	
	高潮	潮位 1.9m	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 110mm	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※1：(表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

5-2 火災・災害即報要領（令和元年6月改正）

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号

第1 総則

1. 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2. 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3. 報告手続

- （1）「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。
ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- （2）「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- （3）「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4. 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
(テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。)
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5. 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。
また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。
- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。
特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。
- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- ア 火災

- (ア) 建物火災
 - a 特定防火対象物で死者の発生した火災
 - b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
 - c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
 - d 特定違反對象物の火災
 - e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
 - f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
 - g 損害額1億円以上と推定される火災
- (イ) 林野火災
 - a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
 - b 空中消火を要請又は実施したもの
 - c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
- (ウ) 交通機関の火災
 - a 航空機火災
 - b タンカー火災
 - c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
 - d トンネル内車両火災
 - e 列車火災
- (エ) その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)
 - ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
(例示)
 - ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - (ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）
- ウ 危険物等に係る事故
 - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - (ア) 死者（交通事故によるものを除く）、又は行方不明者が発生したもの
 - (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
 - (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
 - (カ) 高速道路等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2. 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記 1) から 7) に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により

直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4. 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
 - エ 原子力災害等
第2の1の(2)のエに同じ。
 - オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
 - カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

ウ 林野火災

(ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

（1）事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（2）事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

（3）特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

（4）覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

（5）物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

（6）施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（7）施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

（8）事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

（9）消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

（10）災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

（11）その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

（12）原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入

するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4. 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額について

は、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

5-3 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年5月21日

改正 平成 6年4月1日

平成10年4月1日

(趣旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあつては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって

報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあつては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
	市 町 村 長	10 時 00 分
出先機関の長	10 時 30 分	15 時 30 分
各 部 長	11 時 00 分	16 時 00 分

2 詳報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであつて、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

- (1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。
- (2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

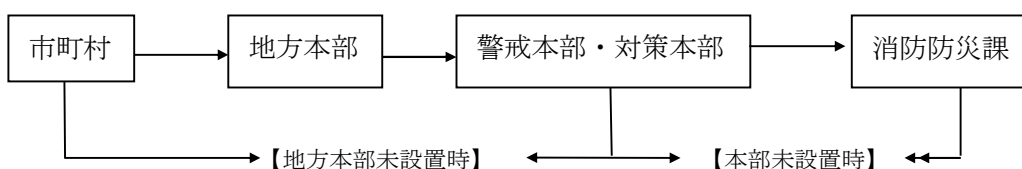
(報告の順序)

第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害順序によるものとする。
但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

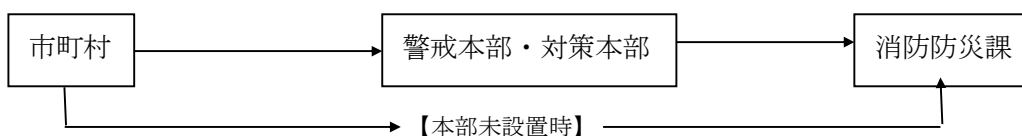
(1) 災害概況及び被害状況即報

(様式1号・様式2号の1)



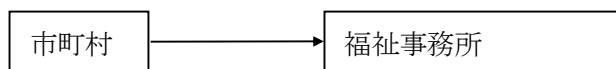
(2) 被害状況確定報告

(様式第2号の1)



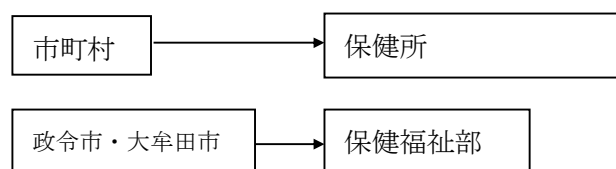
(3) 社会福祉施設関係被害即報

(様式第2号の2)



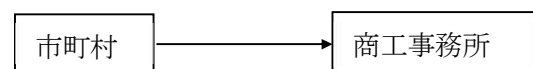
(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の3、様式第3号の1)



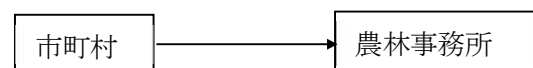
(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の4、様式第3号の2)

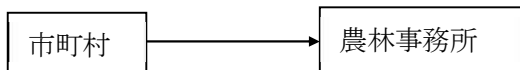


(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

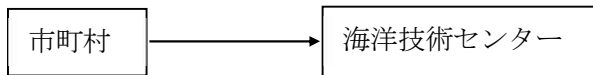
(様式第2号の5様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15)



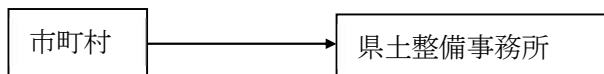
- (7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の6、7、8、9、10、)



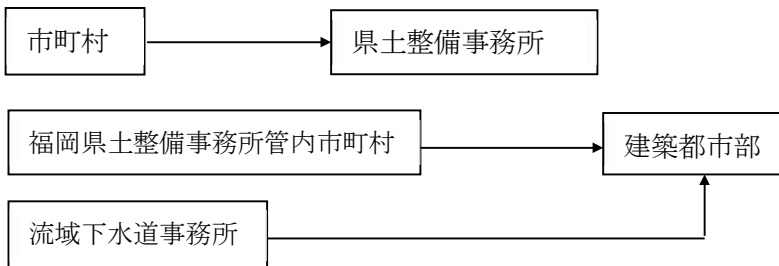
- (8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の11、12、)



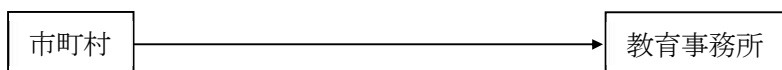
- (9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の13、様式第3号の16)



- (10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号14、15、様式第3号の17)

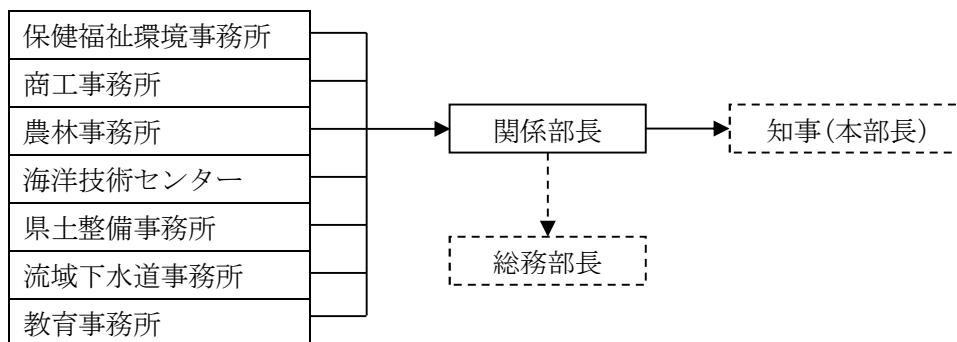


- (11) 教育関係被害即報・詳細・確定報告
(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

5-4 被害の判定基準

(その1) (災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和2年3月)、被災者生活
 再建支援法の一部改正(令和2年12月)、福岡県地域防災計画資料編(令和3年12月))

被害区分		備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	半壊のうち大規模半壊には至らないが相当規模の補修を要するもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	

	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にはいたらぬ程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊、又は半壊のもののみを記入するものとする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫・土蔵・車庫等の建物とする。	

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(その2)

福岡県地域防災計画：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備 考
そ の 他	田の流失埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	畑の流失埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法〈昭和27年法律第180号〉第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法〈昭和39年法律第167号〉が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法〈昭和25年法律第218号〉第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は第3条の2の規定によって天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水 道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	

(その3)

(福岡県地域防災計画：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備考
その他	ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、港湾施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・道路・港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎・公民館・児童館・都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

5-5 福岡県災害救助法施行細則

別表第3 (第14条)

「昭和40年福岡県規則第44号」

	法第24条第5項の規定により 実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の方法及び程度
1	政令第10条第1号から第4号 までに掲げる者	<p>(1) 日当</p> <p>ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 17,400円以内</p> <p>イ 薬剤師 1人1日当たり 11,900円以内</p> <p>ウ 保健師、助産師及び看護師 1人1日当たり 11,400 円以内</p> <p>エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 17,200円以内</p> <p>オ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 20,700 円以内</p> <p>(2) 時間外勤務手当 職種ごとに(1)のアからオまでに定める日当額を基礎と し、福岡県職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条 令第41号)第2条の職員との均衡を考慮して算定した額 以内とする。</p> <p>(3) 旅費</p> <p>ア 医師及び歯科医師にあつては、福岡県職員等の旅費に関 する条例施行規則(昭和32年福岡県条例第64号。以下 「規則」という。)に定める三等級の職務の等級にある者 の旅費に相当する額以内とする。</p> <p>イ 薬剤師、保健師、助産師、及び看護師にあつては、規則 に定める五等級の職務の等級にある者の旅費に相当する 額以内とする。</p> <p>ウ 土木技術者、建築技術者、大工、左官及びとび職にあつ ては、規則に定める四等級の職務の等級にある者の旅費に 相当する額以内とする。</p>
2	政令第10条第5号から第10号 までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料 としてその百分の三の額を加算した額以内とする。

(福岡県地域防災計画：福岡県災害救助法施行細則から抜粋)

5-6 災害救助法による救助内容

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等（令和2年福岡県告示第344号）

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
1	避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>(3) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。</p> <p>(4) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>(5) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> <p>(6) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
2	応急仮設住宅の供与	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>(1) 建設型応急住宅</p> <p>(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。</p> <p>(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。</p> <p>(オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>(カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項による期限内（最長2年以内）とする。</p> <p>(キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>(2) 賃貸型応急住宅</p> <p>(ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間																								
		(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 (ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(1)(カ)と同様の期間とする。																								
3	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	(1) 炊き出しその他による食品の給与 (ア) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。 (イ) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。 (ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。 (エ) 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。 (2) 飲料水の供給 (ア) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。 (イ) 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。 (ウ) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。																								
4	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。 (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (ア) 被服、寝具及び身の回り品 (イ) 日用品 (ウ) 炊事用具及び食器 (エ) 光熱材料 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。 (ア) 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯 <table border="1" data-bbox="448 1552 1399 1832"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>4～9月</td> <td>18,800円</td> <td>24,200円</td> <td>35,800円</td> <td>42,800円</td> <td>54,200円</td> <td>7,900円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10～3月</td> <td>31,200円</td> <td>40,400円</td> <td>56,200円</td> <td>65,700円</td> <td>82,700円</td> <td>11,400円</td> </tr> </tbody> </table>	季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	4～9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円	冬季	10～3月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																			
夏季	4～9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円																			
冬季	10～3月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円																			

救助の種類		救助の程度、方法及び期間						
		(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯						
	季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
	夏季	4～ 9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
	冬季	10～ 3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円
		(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。						
5	医療及び助産	<p>(1) 医療</p> <p>ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。</p> <p>ウ 医療は、次の範囲内にて行う。</p> <p>(ア) 診療</p> <p>(イ) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(エ) 病院又は診療所への収容</p> <p>(オ) 看護</p> <p>エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p>オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>(2) 助産</p> <p>ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。</p> <p>イ 助産は、次の範囲内において行う。</p> <p>(ア) 分べんの介助</p> <p>(イ) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。</p> <p>エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>						
6	被災者の救出	<p>(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。</p> <p>(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>						
7	被災した住宅の応急修理	<p>(1) 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p>						

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
		<p>(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。</p> <p>ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000 円 イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円</p> <p>(3) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。</p>
8	生業に必要な資金の貸与	<p>(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>(3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。</p> <p>ア 生業費 1件当たり 30,000 円 イ 就職支度費 1件当たり 15,000 円</p> <p>(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。</p> <p>ア 貸与期間 2年以内 イ 利子 無利子</p> <p>(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。</p>
9	学用品の給与	<p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。</p> <p>ア 教科書代</p> <p>(イ) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>イ 文房具及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,500 円 中学校生徒 1人当たり 4,800 円 高等学校等生徒 1人当たり 5,200 円</p> <p>(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>
10	埋葬	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
		ア 棺（付属品を含む。） イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ウ 骨つぼ及び骨箱 (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 215,200 円、小人 172,000 円以内とする。 (4) 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
11	死体の搜索	(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。 (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。 (3) 死体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
12	死体の処理	(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。 (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案 (3) 検案は、原則として救護班によって行う。 (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり 3,500 円以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては1体当たり 5,400 円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。 ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。 (5) 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
13	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。 (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が 137,900 円以内とする。 (3) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
14	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	(1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 ア 被災者の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の搜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分 (2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。 (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

6-1 福岡県消防相互応援協定書

平成 18 年 10 月 10 日
協定

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域並びに代表消防機関及び地域代表消防機関の設置)

第 2 条 福岡県内を次に掲げる地域に区分するものとする。

(1) 北九州地域

北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び苅田町の区域

(2) 筑豊地域

飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、直方市及び直方鞍手広域市町村圏事務組合の区域

(3) 福岡地域

福岡市、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、糸島地区消防厚生施設組合、粕屋南部消防組合、宗像地区消防組合及び粕屋北部消防組合の区域

(4) 筑後地域

久留米市、大牟田市、大川市、柳川市、筑後市、八女地区消防組合、瀬高町外二町消防組合及び福岡県南広域消防組合の区域

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関を、前項に掲げる地域にそれぞれ地域代表消防機関を設置するものとし、代表消防機関及び地域代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）にはそれぞれ代行消防機関を選定しておくものとする。

(対象とする災害)

第 3 条 この協定において、相互応援の対象とする大規模災害等とは、次に掲げる災害のうち大部隊若しくは特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

(1) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模災害

(3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

(応援可能消防隊の登録)

第 4 条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援要請の種別)

第 5 条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

(1) 第一要請

第 2 条第 1 項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第6条 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

- 2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、他の市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。
- 3 前項の要請については、第2条第2項に規定された代表消防機関等を通じて行うものとする。
- 4 第一要請又は第二要請を行った要請側の長又は消防長は、福岡県に対して要請した旨を通報するものとする。

(応援隊等の派遣)

第7条 前条の規定により応援の要請を受けた応援側の長又は消防長は、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。

- 2 応援隊の派遣を決定したとき又はやむを得ない理由により派遣し難いときは、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて要請側の長又は消防長に通知するとともに、福岡県に通報するものとする。
- 3 要請側に隣接する応援側の長又は消防長、及び要請側の地域代表消防機関が属する市町村等の長又は当該地域代表消防機関の消防長は、第3条に規定する大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待ついとまがないと認められるときには、同条第2項の要請を待たないで、先行調査のため、必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援等の中断)

第8条 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

- 2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。この場合においては、先遣隊の派遣を中断した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

- ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く。）及び小破損の修理費
- イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費

- ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等
 - エ 交通事故における損害賠償費等
 - オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費
- (2) 要請側の負担する経費
前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

(航空消防応援)

第 11 条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

(改廃)

第 12 条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

(委任)

第 13 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成 18 年 10 月 10 日から効力を生じる。
- 2 平成 14 年 8 月 1 日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第 10 条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書 5 通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災安全課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等はその写しを各 1 通保管するものとする。

6-2 遠賀郡内各町消防相互応援協定書

昭和43年1月1日

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、水火災その他の災害に関し、水巻町（以下「A」という。）芦屋町（以下「B」という。）遠賀町（以下「C」という。）岡垣町（以下「D」という。）が各々協力し、相互に消防力を活用して被害を最少限度に防止することを目的とする。

(応援の方法)

第2条 相互応援の方法は次のとおりとする。

- (1) AがB、C、Dに、BがA、C、Dに、CがA、B、Dに、DがA、B、Cに対し、個々に或は複数に対し応援を要請する場合は、受援側消防長（消防本部を置かない町では町長。以下同じ。）から応援側消防長（消防本部を置かない町では町長。以下同じ。）に対し、災害の状況及びその見とおし並びに派遣人員、所要機械器材、派遣場所等を示して行うものとする。ただし、応援出動隊の人員装備等は応援側消防長が定めるものとする。
- (2) 通信と絶の場合は応援側消防長の判断によつて出動するものとする。
- (3) 災害がA、B、C、Dの各々関係境界附近で発生し出動した場合において管轄外であつたときは応援を要請されたものとみなす。

(指揮)

第3条 応援出動隊はすべて現場では受援側最高指揮者の指揮にしたがうものとする。

(状況の報告)

第4条 応援出動隊の長は現場到着及び引揚げの時期並びに消防行動の状況をその都度前条の現場最高指揮者に報告しなければならない。

(経費の負担)

第5条 応援に要した費用は次の各号により負担するものとする。

- (1) 応援に際し受援地において発生した重大な機械器材、その他物件の破損修理費、及び隊員並びに消防に関係のある役場職員等の死傷に要する療養扶助費（応援側の条例、規則に規定する額）は応援側及び受援側がそれぞれ均等に負担する。
- (2) 応援出動隊の手当、被服の損料は応援側の負担とする。
- (3) 応援が長時間に亘る場合の動力消防ポンプの燃料及び食糧の費用は受援側の負担とする。

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度関係町が協議決定する。

第7条 この協定書は正本4通を作成し、各町1通を所持するものとする。

附 則

この協定は、昭和43年1月1日から施行する。

6-3 航空自衛隊芦屋基地との消火活動相互支援協定

昭和43年1月1日

施行

(目的)

第1条 この協定は、航空自衛隊第三術科学学校長（以下「甲」という。）と芦屋町長（以下「乙」という。）との間において、火災発生時独力では消火が困難であると予想されるとき相互支援の要領について定めることを目的とする。

(支援要請)

第2条 支援要請は、乙が甲へ又は甲が乙へ行なうものとする。

2 支援要請は、電話及びその他の方法により次の事項を明確に連絡、要請するものとする。

- (1) 火災発生の場所
- (2) 火災の程度
- (3) 火災の種類
- (4) その他必要事項

3 状況により緊急必要と認めた場合は、前各項の要請を待つことなく相互に支援するものとする。

4 甲に対しての要請のための連絡先は、芦屋（23）0981番の内線262番（施設課消防班）とする。

5 乙に対しての要請のための連絡先は、芦屋（局番なし）119番とする。

(支援隊の指揮権)

第3条 支援隊は、火災現場に到着後は、努めて被支援側の消防隊（団）長の指示を尊重して行動するものとする。

(支援隊の誘導)

第4条 被支援側の消防隊（団）長は、適宜な場所に誘導員を待機させ、支援隊の誘導にあたるものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙の消防責任者は、必要のつど会議を開催し、相互の消火に関する情報を交換するものとする。

(支援出動時の災害補償及び責任)

第6条 支援出動にあたり受けた災害及び負傷等の補償に関しては、原則として支援者側において処理するものとする。

2 支援出動にあたり消防関係器具、器材等で被支援者側に与えた損害については、原則として甲と乙との協議により、その行為が真にやむを得ないものと認められた場合に限り、被支援者側で負担するものとする。

3 支援出動に要する費用は、原則として支援者側において負担するものとする。

4 前各項によりがたい事態が発生した場合は、そのつど甲と乙とが協議して定める。

(協定不履行の特例)

第7条 甲において自衛隊法に基づく緊急事態が発生し、若しくはその他特別の理由によりこの協定の履行が困難な場合又は乙において特別の理由により協定の履行が困難な場合は、甲又は乙はこの協定を履行しないことができる。この場合は、すみやかに理由を付して相手側に通知するものとする。

(協定の廃止)

第8条 甲又は乙のいずれかにこの協定の廃止を要する事態が発生した場合は、文書により理由を付して相手側に通知するものとする。この場合この協定は通知した日から 30 日で廃止される。

附 則

- 1 この協定は、昭和 43 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この協定書は、正本 2 通を作成し甲及び乙が押印した後、それぞれ 1 通を保存する。

7-2 参集途上の被災状況記録票

○参集後に各自で記入し、班長へ提出すること

整理番号 _____

■報告者氏名	■災害対策班名	班
■参集報告		
○参集日時	年 月 日 時 分	
■見聞情報（参集時に見聞きした情報）		
<ul style="list-style-type: none">○自宅付近の状況○道路の状況○建物被害の状況○救助者の有無○火災の発生状況○その他気づいたこと	火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する	
■地図・略図		

8-1 被害発生状況連絡票

被害発生状況連絡票				
受付日時	年 月 日 時 分	被災者 または 通報者	住所 氏名	電話 ()
被害発生場所				
被害状況				
記録者	氏名	班	送付先 送付日 時	年 月 日 時 分 班
関係班処置記録				
本部解散後の対応				

8-3 火災・災害等即報要領(様式)

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		m ²	
	階層		延べ面積		m ²	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
					建物焼損表面積	m ²
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)		
			重症	人 (人)	
		中等症	人 (人)		
		軽症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部(署)	台 人	
			消 防 団	台 人	
			消防防災ヘリコプター	機 人	
			海上保安庁	人	
警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人		
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人		
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等 人(人)		
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟			
		うち災害関連死者		人		半壊			棟	床下浸水		棟					
		不明		人		軽傷			人	一部破損		棟	未分類		棟		
	119番通報の件数																
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)									
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)														
	自衛隊派遣要請の状況																
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

8-4 福岡県災害調査報告実施要綱(様式)

様式第1号

[災害概況即報]

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

(市町村→地方本部→県本部)

災害の概要	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況						避難状況				
						日時	地区名	避難先	人員	
					勧告・指示 自主の別					

様式第2号の1

被害状況報告 即報
確定

市町村名		報告者名											
地方本部名		報告者名		報告日時		月 日 時 分現在						(市町村→地方本部→県本部)	
市町村名		被害		被害		被害		被害		被害		被害	
人的被害	死者	不明者	人										
	負傷者	重傷	人										
		軽傷	人										
住家被害	全壊	棟	世帯										
		人	棟										
	半壊	棟	世帯										
		人	棟										
	一部破損	棟	世帯										
		人	棟										
	床上浸水	棟	世帯										
		人	棟										
	床下浸水	棟	世帯										
		人	棟										
非住家	公共建物	棟											
	その他	棟											
その他	畑	流出・埋没	ha										
		冠水	ha										
		流出・埋没	ha										
		冠水	ha										
その他	文教施設	箇所											
	医療機関	箇所											
	道路	箇所											
	橋りょう	箇所											
	河川	箇所											
	港湾	箇所											
	砂防	箇所											
	清掃施設	箇所											
	崖崩れ	箇所											
	鉄道不通	箇所											
	被害船舶	隻											
	航空機被害	機											
	水道	戸											
電気	回線												
ガス	戸												
ブロック塀	箇所												
り災世帯	世帯												
罹災発生	罹災者	人数											
	建物	件											
	危険物その他	件											
公共文教施設	千円												
農林水産業施設	千円												
公共土木施設	千円												
その他の公共施設	千円												
その他	農産被害	千円											
	林産被害	千円											
	畜産被害	千円											
	水産被害	千円											
	商工被害	千円											
被害総額	千円												
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分
		月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分
災害救助法適用		月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分
消防職員出動延人数		人											
消防団員出動延人数		人											

〇〇〇〇災害による福祉施設被害即報

〇〇市 町 村

〇〇保健福祉環境事務所

施設の種別	施設名	所在地	設置主体	被害状況	被害額	復旧の対応状況

〇〇〇〇災害による救護を要する傷病者即報

(保健福祉環境事務所長へ)

(保健福祉部長へ)

〇〇市町村

〇〇保健福祉環境事務所

被害地等	即報月日		外傷者	内訳			時	即報回数	第	回		
	災害発生日時	傷病者数		外傷者		罹病者						
				死者	重傷						軽傷	重傷
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
			人	人	人	人	人	人	ヶ所	人		

様式第2号の4

〇〇〇〇災害による商工被害状況即報

(商工事務所長へ)

〇〇市 町 村

(商工部長へ)

〇〇商工事務所

				即報日時		月 日		時現在		即報回数		回	
業種	項目 被害区分	被災 事業所 数	被災 従業員 数	被災総額				商品・原材料 仕掛品等	備 考				
				土地	建 物	機械設備							
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)						
商業	A												
	B												
	C												
	D												
	計(うち)	(うち)	(うち)	(うち)									
工業	A												
	B												
	C												
	D												
	計(うち)	(うち)	(うち)	(うち)									
	A												
	B												
	C												
	D												
	計(うち)	(うち)	(うち)	(うち)									
合 計		(うち)	(うち)	(うち)									

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。
 2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
 A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
 B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
 C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30 以上1m未満のもの。
 ③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
 D…A～Cに該当しない被害。
 3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
 工業は、 // の製造業
 その他は、 // の鉱業、建設業、運輸、通信業、サービス業

〇〇〇〇災害による農業関係被害即報

(農林事務所長へ)
(農政部長へ)

〇〇市町村長
〇〇農林事務所長

作物等名	被害推定面積等	被害推定金額	被害発生状況	主な被害発生地域
水	ha	万円		
稲				
麦				
野菜				
果樹				
花き				
飼料作物				
その他				
作物小計				
家畜	頭、羽			
畜産施設	件			
温室等栽培施設	件			
農協等共同利用施設	件			
農地・農業用施設	箇所			
その他				
合計				

〇〇〇〇災害による山林【林地】被害状況 **即報** **詳細報** **報告**
確定

(農林事務所長へ)
 (水産林務部長へ)

〇〇市町村
 〇〇農林事務所

区分	崩壊地						地すべり地						備考
	山腹			溪流			山腹			溪流			
	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	
市町村		ha	千円		ha	千円		ha	千円		ha	千円	
計													

(注) 被害欄には、山腹は崩壊面積、溪流は被害延長を記入する。地すべり地の溪流被害については、面積を併記すること。
 なお、旧災害地の拡大箇所については、拡大被害の箇所数、被害面積延長、金額を備考欄に記入すること。

即報
 詳細
 報告
 確定

〇〇〇〇災害による山林【治山施設】被害状況

(農林事務所長へ)
 (水産林務部長へ)

〇〇市 町 村
 〇〇農林事務所

施設名	災害箇所 (郡、市、町、 村、大字、字)	工種	被害		備考
			数量	金額	
計					

様式第2号の11

〇〇〇〇災害による水産被害状況

詳 報
 詳 報
 確 定

年 月 日
 時 分
 〇〇〇市町村合計
 〇〇〇漁協

水産海洋技術センター〇〇〇研究所長へ
 水産林務部長へ(水産振興課経由)

1 水産業関係施設等被害

(被害金の単位：千円)

		被害程度＝	滅失	大破	中破	小破	計	備考
共同 私設	事業主 施設	名					—	
	数量	単位					—	
利用 私設	施設	名					—	
	数量	単位					—	
団体 施設名	事業主 施設	名					—	
	数量	単位					—	
漁 船	登録 動力	隻					—	
	保有 船	隻					—	
漁具	種類	種					—	
	数量	単位					—	
養殖施設	養殖物 種類	種					—	
	養殖方 法	種					—	
漁 場	漁業種 業種	種					—	
	堆積 土	種					—	
	被害 規模	面					—	
	備考	平均堆積高 等 被害額の 算出基礎					—	

2 水産物等被害

養殖施設	養殖物 種類	種					計	備考
	養殖方 法	種					—	
その他の 水産物	種類	種					—	
	数量	単位					—	
協同組合 在庫品	種類	種		生産資材	その他		—	
	数量	単位					—	

(注) 1 この様式は課各漁協毎に1部作成し、市町村の集計を添えて提出すること。
 2 提出先：筑前海区＝水産海洋技術センター、内水面漁業＝水産振興課、
 有明海区＝有明研究所、豊前海区＝豊前海研究所
 3 「被害程度」の目安：滅失＝使用不可・流出・埋没、大破＝70%以上、
 中破＝30～70%、小破＝30%未満

FAX: 海技センター:092-806-5223
 水産振興課:092-643-3558
 有明海研:0944-72-6170
 豊前海研:0979-82-5599

様式第2号の12

〇〇〇〇災害による漁港被害状況
即報
即報
確定
報告
年 月 日

水産林務部長へ

〇〇市 町 村

漁 港 名	被 害 箇 所	数 量	被 害 額	被 害 状 況
計				

(注) 市町村長は、水産林務部長あて(漁港課経由)報告する。

(被害金額単位:千円)

〇〇〇〇災害による土木被害状況即報

(県土整備事務所長へ)
(県土整備事務所長へ)

〇〇市 町 村
〇〇県土整備事務所

被害報告表										報告者 第 号 年	受理者 調査率 % 月 日 時現在		
災害発生日	月 日	～	月 日	災害名	市町村名		発令月日	月 日					
災害救助法発令等	市町村名			発令月日	月 日	市町村名			発令月日	月 日			
市町村名													
連続雨量	mm	日時～	日時	mm	日時～	日時	mm	日時～	日時	mm	日時～	日時	
日雨量	mm	日時～	日時	mm	日時～	日時	mm	日時～	日時	mm	日時～	日時	
時間雨量	mm	日時～	日時	mm	日時～	日時	mm	日時～	日時	mm	日時～	日時	
時間最大風速	m/秒	日時分		m/秒	日時分		m/秒	日時分		m/秒	日時分		
平均風速		日時分～	時分		日時分～	時分		日時分～	時分		日時分～	時分	
県工事				市町村工事				計					
工種	箇所	金額		箇所	金額		箇所	金額					
河川		千円			千円			千円		千円			
海岸													
砂防設備													
地すべり防止施設													
給傾斜地崩壊防止施設													
道路													
橋梁													
港湾													
下水道													
計													
主な公共施設の被害													
河川・海岸	事業主体	区分	水系名	河川・海岸名	被災位置		被災延長	被害額		被害内容 (破堤、溢水等)			
		級	水系		郡市町村	大字	m	千円					
		級	水系		郡市町村	大字	m						
		級	水系		郡市町村	大字	m						
道路	事業主体	区分	路線名		被災位置		被災延長	被害額					
					郡市町村	大字	m	千円					
					郡市町村	大字	m						
道路交通止	事業主体	区分	路線名	地先名	延長	幅員	被害額	応急の見込額	ハザードの有無	交通量	迂回路の有無	交通止年月日	解除年月日
		道	線		m	m	千円	千円		台/			
		道	線		m	m	千円	千円		台/			
		道	線		m	m	千円	千円		台/			
		道	線		m	m	千円	千円		台/			
		道	線		m	m	千円	千円		台/			
		道	線		m	m	千円	千円		台/			
一般被害(人的被害)													
区分	場所		原因		区分		主な場所			原因 (破堤、溢水、内水)			
死者	名					全焼	戸						
行方不明	名					半焼	戸						
	名					流出	戸						
	名					床上浸水	戸						
	名					床下浸水	戸						

〇〇〇〇災害による建築物被害状況即報

(県土整備事務所経由)

知事殿						受付年月日番号	
年 月 日						※	
市区町村長名 印							
建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。							
1. 被災地区市町村名							
2. 災害種別		火災・風水災・震災・その他		3. 火災件数			
7. 用途別	6. 構造	4. 被害区分		計		8. 建築物の損害見積額(千円)	
		全焼・全壊・全流出		半焼・半壊・半流失			
		建築物の数(戸数)	床面積の合計【平方メートル】	建築物の数(戸数)	床面積の合計【平方メートル】		
住居	木造	戸		戸		戸	
	その他	戸		戸		戸	
	計	戸		戸		戸	
鉱工業	木造						
	その他						
商業サービス業	木造						
	その他						
公務文教	木造						
	その他						
その他	木造						
	その他						
合計	木造						
	その他						
	計						

- (注) イ ※欄は記入しないこと。
 ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第2号の15

〇〇〇〇災害による都市施設等被害状況即報

年 月 日現在

〇〇〇市町村
 〇〇〇県土整備事
 流域下水道事務所

種 別	県分		市町村分		計	
	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円
街 路						
都市公園						
下 水 道						
公営住宅						
計						

主な都市施設等の被害

種別	事業主体	箇所名	被害状況	被 害 額 千円	復旧の対応状況
街 路					
都 市 公 園					
下 水 道					
公 営 住 宅					

〇〇〇〇災害による商工被害状況

詳報
確定

報告

(商工事務所長へ)

〇〇市 町 村

(商工部長へ)

〇〇商工事務所

項目	業種	被災総額				
		土地	建物			
商業	A					
	B					
	C					
	D					
	計 (うち) (うち) (うち)					
工業	A					
	B					
	C					
	D					
	計 (うち) (うち) (うち)					
	A					
	B					
	C					
	D					
	計 (うち) (うち) (うち)					
合計						

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。
 2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
 A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。

用

- 建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
 C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
 ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30 以上1m未満のもの。
 ③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
 D…A～Cに該当しない被害。
 3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
 工業は、 // の製造業
 その他は、 // の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

詳報
〇〇〇〇災害による水稻被害状況
報告(その3)干害
確定

市町村名
農林事務所名

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名	総栽培面積	10a 当たり 収量	基準収量	5日間未満持続		5日間以上持続		10日間以上持続		15日間以上持続		20日間以上持続	
				乾田状態 被害 面積	被害 率	乾田状態 被害 面積	被害 率	乾田状態 被害 面積	被害 率	乾田状態 被害 面積	被害 率	乾田状態 被害 面積	被害 率
	ha	t	t	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%

市町村名	25日間以上持続		30日間以上持続		塩害		枯面	死積	被害金額	備考 (主な被害区域名等)
	乾田状態 被害 面積	被害 率	乾田状態 被害 面積	被害 率	面積	被害 率				
	ha	%	ha	%	ha	%	ha	千円		
		合計		被害 減収 量	被害 減収 率					
				2	2÷1					
				t	%					

注1. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

〇〇〇〇災害による農作物被害状況
 詳報
報告(水稻を除く)
確定

災害の種類 _____ 調査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時現在
 市町村名 _____ 農林事務所名 _____

農作物名	市町村名	総栽培面積 ha	被害面積				被害金額 (3×4) 千円	平年10 a当た り収量 6 kg	基準 集量 (1×6) 7 kg	狀 収獲量 8 kg	収穫 残量 (7-8) 9 kg	被害 面積率 (2÷1) 10 %	被害 減収率 (3÷7) 11 %	被害損害状況 主な被害地域名
			被害面積		被害面積									
			30% 未満	30% ~ 70% 以上	30% 未満	30% ~ 70% 以上								
		ha	ha	ha	ha	ha	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
		計	2	計	3	計	t	円	千円	千円	千円	千円	千円	

注1. 被害面積の数値は、原則として小数点以下第1位までとする。(小数点以下第2位は四捨五入する。)
 注2. 花きにおける減収量等の単位は千本(千鉢)、単価は1本(1鉢)とする。
 注3. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

[詳 報]
報 告
[確 定]

〇〇〇〇災害による農業関係施設被害状況

市町村名
農業事務所名

調査年月日 年 月 日 現在

災害の種類

施設の 種類	作物名	市町村名	全壊			大破			中破			小破			ビニール破損			合計		備 考 (被害地域名)
			棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円	棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円	棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円	棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円	棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円	棟 数	面積 ㎡	

注1. 「全壊」…全く使用に耐えないもの、「大破」…被害程度が70%以上、「中破」…被害程度が30%以上70%未満、「小破」…被害程度が30%未満、「ビニール破損」…ビニールが破れ使用できないものをいう。

注2. 報告数値の中に個人所有以外のものがある場合は、農業協同組合及同連合会所有のものについては()書きで、また、それ以外の共同利用施設の
ものについては[]書きで内数として記入すること。

〇〇〇〇災害による樹体被害状況
詳報 報告
確定

災害の種類 _____ 調査年月日 年 月 日 時現在 _____ 市町村名 _____ 農林事務所名 _____

樹種名	市町村名	成園・未成園の別	被害程度別面積及び被害額						被害損傷状況 被害地域名
			甚			中			
			面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	
		成園							
		未成園							
		成園							
		未成園							
		成園							
		未成園							
		成園							
		未成園							
		成園							
		未成園							
		成園							
		未成園							
		成園							
		未成園							
		成園							
		未成園							
		成園							
		未成園							
		成園							
		未成園							
		成園							
		未成園							
		成園							
		未成園							
		成園							
		未成園							

注. 被害の種類は、樹体の損傷の程度、落葉の程度を基準とする。
 甚：樹体が流失、埋没もしくは枯死したもの、幹が折損もしくははなはだ裂けたもの、70%以上の主枝が裂けもしくは折れる等の損傷を受けたもの、又は30%以上の70%未満の損傷を受け、更新もしくは改植を要すると認められるもの。
 中：30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きい、これに準ずるもの。

〇〇〇〇災害による土木被害状況
詳報
報告
確定

(県土整備事務所長へ)
(土木部長へ)

〇〇市 町 村
〇〇県土整備事務所長

区 分	前 回 ま で の 報 告 分				今 回 の 報 告 分		年 間 の 合 計
	白 月 日 至 月 日	白 月 日 至 月 日	白 月 日 の 災 害	白 月 日 至 月 日	白 月 日 の 災 害	至 月 日	
県 工 事	河 川						
	海 岸						
	砂 防						
	道 路						
	橋 梁						
	港 湾						
計							
市 町 村 工 事	河 川						
	海 岸						
	道 路						
	橋 梁						
計							
合 計							

(金額の単位 千円)

〇〇〇〇災害による建築物被害状況

詳報
確定

報告

(県土整備事務所経由)

知事殿 年 月 日 市区町村長名 (印)						受付年月日番号 ※	
建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。							
1. 被災地区市町村名							
2. 災害種別		火災・風水災・震災・その他		3. 火災件数			
7. 用途別	4. 被害区分	全焼・全壊・全流出		半焼・半壊・半流失		計	
		5. 建築物の数 (戸数) 床面積の合計	6. 構造	建築物の数 (戸数)	床面積の合計 【平方メートル】	建築物の数 (戸数)	床面積の合計 【平方メートル】
居住	木造	戸		戸		戸	
	その他	戸		戸		戸	
	計	戸		戸		戸	
鉱工業	木造						
	その他						
商業 サービス業	木造						
	その他						
公務文教	木造						
	その他						
その他	木造						
	その他						
合計	木造						
	その他						
	計						

- (注) イ ※欄は記入しないこと。
 ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

〇〇〇〇災害による被害額報告

〇〇〇部

(第 報) 月 日

区分	被害総額 (千円)										計			
	総務部	企画地域振興部	新社会推進部	保健医療介護部	福祉労働部	環境部	商工部	農林水産部	県土整備部	建築都市部		企業局	教育庁	警察本部
公共文施設														
農林水産業施設														
公共土木施設														
その他の公共施設														
小計														
その他	農産被害													
	林産被害													
	畜産被害													
	水産被害													
	商工被害													
林地														
県営林														
その他														
被害総額														

9-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

文書番号

年 月 日

福岡県知事 殿

芦屋町長

印

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

9-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

文書番号

年 月 日

福岡県知事 殿

芦屋町長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 派遣要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考事項

10-1 避難所利用者登録票

ひなんじょりようしゃとうろくひょう

避難所利用者登録票

表面

		避難所名		受付番号
記入日	年 月 日 ()		記入者氏名	
住所	〒 -		自治会・町内会名	
電話番号	() -	自宅の被害状況		全壊 / 半壊 / 一部損壊 全焼 / 半焼 / 床上浸水
携帯電話	() -	流出/その他()		
FAX	() -	滞在を希望する場所		<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> テント(避難所敷地内に設営) <input type="checkbox"/> 車両(避難所敷地内に駐車) <input type="checkbox"/> 避難所以外の場所(自宅 / 他())
メール	@			
他の連絡先(親戚など)	〒 -			
避難所を利用する人(避難所以外の場所に滞在する人も記入)		けがや病気・障がい・アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語など、特に配慮が必要なこと		運営に協力できること(特技・免許)
必ず確認! 安否確認への対応※				
氏名	生年月日・年齢	性別		
世帯主	ふりがな	年 月 日 (歳)		
ご家族	ふりがな	年 月 日 (歳)		
	ふりがな	年 月 日 (歳)		
	ふりがな	年 月 日 (歳)		
	ふりがな	年 月 日 (歳)		
	ふりがな	年 月 日 (歳)		
	ふりがな	年 月 日 (歳)		
ペットの状況	<input type="checkbox"/> 飼っていない <input type="checkbox"/> 飼っている→右欄へ	種類(頭数)	<input type="checkbox"/> 同伴希望(ペット台帳に記入) <input type="checkbox"/> 置き去り <input type="checkbox"/> 行方不明	
自家用車(避難所に駐車する場合)	車種	色	ナンバー	

●世帯(家族)ごとに記入して、総合受付に提出してください。

●ご記入いただいた情報は、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。また市町村災害対策本部にも提供し、被災者支援のために市町村が作成する「被災者台帳」にも利用します。

※住所(〇〇町〇〇丁目まで)と氏名、ふりがなについては、被災者の安否確認について問い合わせがあった場合に使用しますので、原則公開とするよう御協力をお願いします。

避難所利用者登録票

裏面: 運営側(受付担当)記入用

< 登録時 >

- 運営側（受付担当）は、記入者とともに表面の記載を確認する。
 - ・ 安否確認への対応（公開・非公開）個人ごとに○がついているか。
 - ・ けがや病気、障がい、アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語（または日本語が理解できるか）など、とくに配慮が必要なことはあるか。
- 詳細を聞き取ったら ↓ 「本人からの申告・聞き取り事項」に記入

● 受け入れ先

受け入れ先 (滞在先)	場所	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> テント（避難所敷地内に設営） <input type="checkbox"/> 車 両（避難所敷地内に設営） <input type="checkbox"/> 避難所以外の場所（自宅 / その他（ ））
	組名	
本人からの申告・聞き取り事項など		

< 転出・退出後 >

「退所届」受付後に記入し、「退所届」と合わせてファイルに綴じること

退所届	受付日	年 月 日（ ）
	受付番号	

10-3 避難所運営日誌

避難所運営日誌		避難所名			
年 月 日 () 天気		記入者			
避難所利用者数	区分	前日までの数(a)	新規登録者数(b)	退所者数(c)	利用者数(a+b-c)
	避難所に受け入れた者	世帯	世帯	世帯	世帯
		人	人	人	人
	避難所以外の場所に滞在する被災者	世帯	世帯	世帯	世帯
		人	人	人	人
	合計	世帯	世帯	世帯	世帯
人		人	人	人	
食料・物資の受入	区分	朝	昼	夜	合計
	食料の配布数	食	食	食	食
	食料の内容(弁当等)				
	食料・物資の受入・配布の状況				
ボランティアの受入	ボランティアの受け入れ人数				人
	ボランティアの活動内容				
避難所運営委員会の協議・伝達事項					
その他					

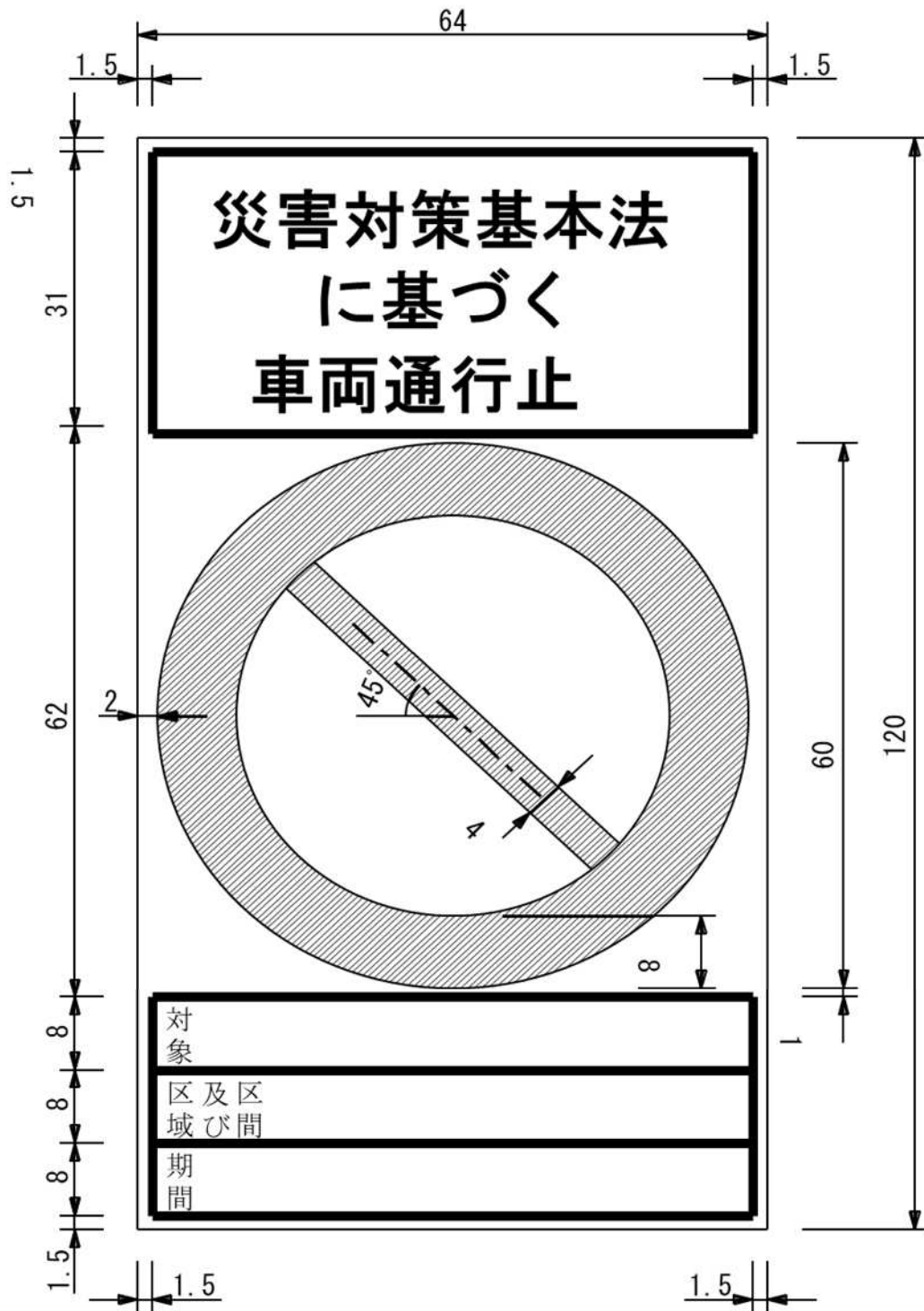
※「避難所内に受け入れた者」には、車中・テント生活者を含む。

11-2 医療救護所開設状況報告

医療救護所開設状況報告								
年 月 日 時 分現在				受信日時		月 日 時 分		
発信機関		部			発信者			
受信機関		部			受信者			
場 所								
従事者数				軽 症	中毒症	重 傷	計	左のうち 要搬送者
医 師	看護婦	その他	計					
人	人	人	人	人	人	人	人	人
状 況								
執 っ て い る 措 置								
処 理 状 況								

11-3 緊急車両以外の車両通行止め標示

別紙様式第2 (災害対策基本法施行規則第5条関係)



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

11-4 緊急通行車両事前届出書

様式第1号 災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 福岡県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名	災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 福岡県公安委員会 印	号 第
番号標に表示されている番号 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名) 住 所 (電話) 氏 名	年 月 日 氏名 (電話) 氏名	(注) 1 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会(警察本部経田)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
出 発 地 (注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。	備考 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。	

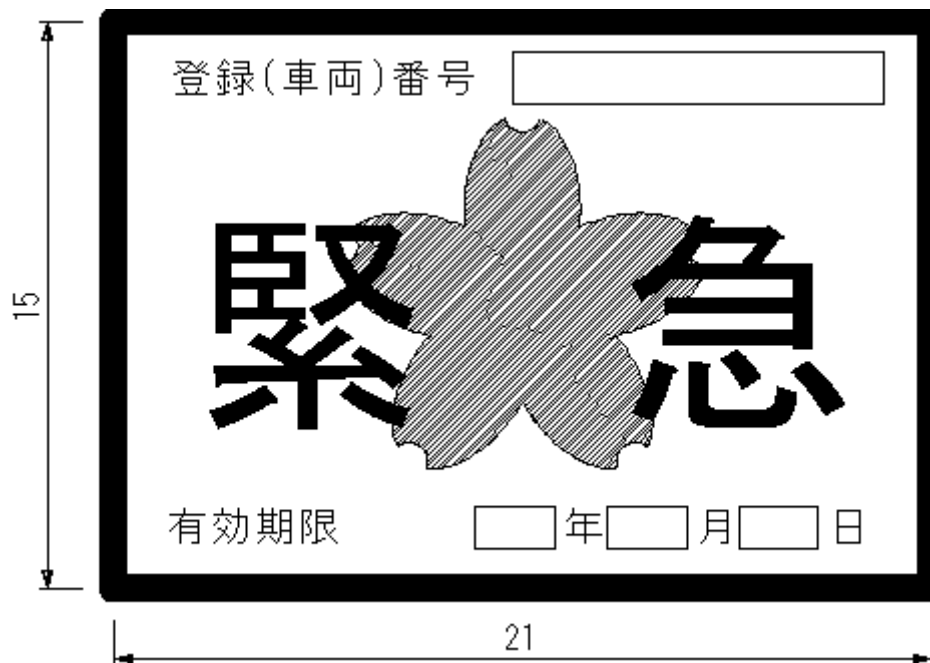
(A4)

11-6 緊急通行車両確認申請書（県に申請の場合）

災害応急対策用 緊急通行車両確認申請書 年 月 日 福岡県知事 殿 申請者 住所 電話 氏名 ⑩			
番号標に表示されている番号 (車両ナンバー)			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
出発地		目的地	
備考			
(注) この申請書は、申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類及び自動車検査証の写しを添付の上、総務部消防防災課又は農林事務所に提出して下さい。 ※例 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類-県との協定書の写し等			

11-7 緊急通行車両通行標章

別紙様式第3（災害対策基本法施行規則第6条関係）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

12-1 り災届出兼証明願

り災届出兼証明書交付申請書			
			年 月 日
芦屋町長 殿			
届出人 申請者	住 所		
	電 話		
	氏 名		り災者との関係 □本人 □代理人
り世帯 の構成	氏 名	続柄	生年月日
		世帯主	年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
り災年月日	年 月 日 (時頃)		
り災物件	□住家 (□持家 □借家) □非住家 ()		
り災物件の所在地	福岡県遠賀郡芦屋町		
り災原因	暴風・竜巻・豪雨・豪雪・洪水・崖崩れ・土石流・高潮・地震・津波・地すべり・その他 ()		
り災状況			
使用目的	(提出先 :)		
必要部数	部		
添付書類	□被害箇所の写真 □被害場所の位置図 □その他 ()		

12-2 災害証明書

第 号

災害証明書

世帯主住所		
世帯主氏名		
世帯構成員	氏名	続柄

災害原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※ の所在地	福岡県遠賀郡芦屋町
住家※の被害 の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	床上浸水 ・ 床下浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外 の被害	
-------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

芦屋町長

印

12-3 被害届出兼証明書

被害届出兼証明書			
			年 月 日
芦屋町長 殿			
届出人 申請者	住 所		
	電 話		
	氏 名		被害者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人
被害世帯 の構成	氏 名	続柄	生年月日
		世帯主	年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
被害年月日	年 月 日 (時頃)		
被害物件	<input type="checkbox"/> 住家 (<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家) <input type="checkbox"/> 非住家 ()		
被害物件の所在地	福岡県遠賀郡芦屋町		
被害原因	暴風・竜巻・豪雨・豪雪・洪水・崖崩れ・土石流・高潮・地震・津波・地すべり・その他 ()		
被害状況			
使用目的	(提出先 :)		
必要部数	部		
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害箇所の写真 <input type="checkbox"/> その他 ()		
上記のとおり被害の届け出があったことを証明します。			
年 月 日			
芦屋町長			印